旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年３月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社モバたび　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6044号　④株式会社モバたび　東京都品川区東品川二丁目３番11号　代表取締役　藤崎勝　⑤本社営業所　東京都品川区東品川二丁目３番11号ＪＴＢビル６階　⑥平成20年６月５日　⑧平成22年２月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区東品川二丁目３番11号　株式会社モバたび　代表取締役　藤崎勝

Ｂ　①株式会社クールジャパンプロジェクト　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6187号　④株式会社クールジャパンプロジェクト　東京都港区南青山二丁目11番16号　代表取締役　村岸栄一　⑤本社営業所　東京都港区南青山二丁目11番16号　ＡＩＧ青山ビル６階　⑥平成21年６月23日　⑧平成22年２月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区南青山二丁目11番16号　株式会社クールジャパンプロジェクト　代表取締役　村岸栄一

Ｃ　①株式会社フレンドシップ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－4857号　④株式会社フレンドシップ　東京都港区虎ノ門一丁目２番18号虎ノ門興業ビル内　代表取締役　竹田省二　⑤本社営業所　東京都港区虎ノ門１－２－18虎ノ門興業ビル５階　⑥平成12年８月16日　⑨平成22年２月25日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区虎ノ門一丁目２番18号虎ノ門興業ビル内　株式会社フレンドシップ　代表取締役　竹田省二

Ｂ　①アンリツ興産株式会社（アンリツ・ツーリスト）　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－821号　④アンリツ興産株式会社　神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号　代表取締役　丸山義信　⑤本社営業所　神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号Ｒ＆Ｄ館　⑥平成５年４月20日　⑧平成22年２月８日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号　アンリツ興産株式会社　代表取締役　丸山義信

Ｂ　①足羽トラベル　②第３種旅行業　③鳥取県知事登録旅行業第３－51号　④足羽トラベル　鳥取県倉吉市海田西町１丁目193－１　代表　足羽二郎　⑥平成９年６月13日　⑧平成21年12月31日　⑩300万円　⑪鳥取県知事　⑫鳥取県倉吉市海田西町１丁目193－１　足羽二郎

Ｂ　①株式会社近代産研鹿児島　②第３種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第３－108号　④株式会社近代産研鹿児島　鹿児島市東郡元町14番地18号　代表取締役　平山康彦　⑤本社営業所　鹿児島市東郡元町14番地18号　⑥昭和59年12月26日　⑧平成21年12月25日　⑩300万円　⑪鹿児島県知事　⑫鹿児島市東郡元町14番地18号　株式会社近代産研鹿児島　代表取締役　平山康彦

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年３月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社エスアールティー　②第３種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第３－310号　④株式会社エスアールティー　岡山市北区横井上93番地　代表取締役　服部哲　⑤本社営業所　岡山市北区横井上93番地　⑥平成15年３月17日　⑦平成21年12月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①北海道観光株式会社　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－163号　④北海道観光株式会社　釧路市芦野五丁目15番17号　破産管財人　簑島弘幸　⑤本社営業所　釧路市芦野五丁目15番17号　⑥昭和57年５月22日　⑦平成22年２月16日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①翠宝商事株式会社（ハネムーンツーリスト）　②第３種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第３－280号　④翠宝商事株式会社　倉敷市船倉町1287番地の４　代表取締役　大本英典　⑤本社営業所　倉敷市船倉町1287番地の４　⑥平成10年６月26日　⑦平成21年12月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社観光マツムラ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3070号　④株式会社観光マツムラ　東京都大田区下丸子一丁目９番６号　代表取締役　松村浩史　⑤本社営業所　東京都大田区下丸子一丁目９番６号　⑥平成３年２月４日　⑦平成22年２月４日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博